

資料1

## 令和4年度公開プロセス対象事業のレビュー点検結果

## 公開プロセスの評価結果を踏まえた概算要求への反映状況

反映状況	事業数	反映額 (百万円)
廃止	0 (0)	0 0
縮減	0 (1)	0 (▲35)
執行等改善	2 (3)	0 (0)
年度内に改善を検討	2 (1)	0 (0)
予定通り終了	0 (0)	0 (0)
現状通り	1 (0)	0 (0)
合計	5 (5)	0 (▲35)

※ ( ) 書きは前回 (昨年度) の数

公開プロセス結果の令和5年度予算概算要求への反映状況

(単位：百万円)

No.	事業名	事業概要	評価結果・とりまとめコメント	令和4年度 当初予算額 A	令和5年度 要求額 B	反映状況		
						反映額	反映内容	
①	特定健康診査・保健指導に必要な経費（保険局）	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進する。	<p>【事業内容の一部改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診率や特定保健指導実施率が目標未達成である事業の実施状況を踏まえ、医療費適正化及び健康増進双方の観点から、改めて事業効果について、これまで以上に保険者や地域別、産業別ごとにきめ細かに検証すべきである。その上で、国自身がどこまで事業実施に関与すべきか、再度検討を行うべきである。</li> <li>・公費を投入する必要性について検討する際には、費用対効果を医療費の削減で見ることが重要であるが、それだけで見るのではなく、エビデンスに基づき事業効果を定量的に測定することができるアウトカム指標・アウトプット指標を設定すべきである。</li> <li>・後期高齢者支援金加算・減算制度や保険者努力支援制度が、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上に寄与しているか効果検証を行った上で、当該制度の見直しを行うべきである。</li> <li>・特定健診データやレセプトデータの有効利活用を推進するため、現状はこれらのデータが十分に把握や連携・ひもづけができていないため、今後データの収集・分析を行った上で、保険者が使いやすいデータ・資料を提供するなど、各保険者の情報リテラシーを高める支援策について、国が積極的に検討すべきである。</li> <li>・特定健診や保健指導について、エビデンスに基づいた行動変容を促す効果的な健診項目や保健指導の内容に改善を図った上で、それらの取り組みを行った保険者に対して補助金を加算するなどの支援を強化してはどうか。</li> </ul>	21,149	21,149	-	執行等改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導の「見える化」を推進し、対象者の体重減量や行動変容の達成状況等やそれらの複数年にわたる継続状況を評価する。</li> <li>・また、国が「見える化」を推進するだけでなく、保険者等が独自に年齢、地域、事業者ごと等のデータを整理して課題を検証できるよう推進する。</li> </ul>
②	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業（雇用環境・均等局）	女性の活躍推進及び両立支援を促進するため、企業の女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースの運営管理やサイト内コンテンツによる総合的な情報提供を行う事業を実施する。	<p>【事業内容の一部改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業における女性活躍状況のデータの利活用を促進するため、民間の就職支援サイトや学校での進路指導者等仲介者においてもデータが活用できるよう連携すべきである。また、こうした取り組みを前提にした成果目標の設定を行うべきである。</li> <li>・本事業のデータベース情報について、他省庁等の類似制度ともこれまで以上に情報共有・連携を図るべきではないか。</li> <li>・企業が任意で選択できることになっている情報公表項目については、多くの項目の開示が重要であるため、必須の公表項目を設けることや、企業規模に応じ求められる範囲を超えてより多くの情報を開示することを促すなどにより、開示項目の充実に向けた方策を検討すべきである。</li> <li>・オープンデータ化されている情報公表項目について、利用者の意見を踏まえ、更なる利活用に向け、他社と比較できる項目・内容の充実や、企業において一定期間ごとに情報公表内容を最新のものに更新してもらう方策など、見やすさや検索のしやすさの点も含め、データベースの改善を行うべきではないか。</li> <li>・データベースへの登録企業数の増加に向けて、企業、特に中小企業に対する本データベースへの登録奨励だけでなく、企業以外の利用者と考えられる人などにも周知すべきである。また、データベースに登録していない企業へのアプローチの仕方も工夫すべきである。</li> </ul>	134	178	-	執行等改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開プロセスにおける評価結果を踏まえ、令和5年度においては、大学・キャリアセンター等との連携や学生向けイベントの開催等により、学生等求職者が女性の活躍推進企業データベースを活用するよう促すとともに、検索機能の充実等データベースの機能強化やコンテンツの充実等を図りデータベースのユーザビリティの向上を行うべく、当該事業内容を含めた予算を要求している。</li> <li>・なお、女性活躍推進法に基づく省令改正により、令和4年7月8日に301人以上企業の男女の賃金の差異の情報公表を義務化するとともに、同日から、女性の活躍推進企業データベース上に男女の賃金の差異を公表できるようシステム改修を行った。さらに、令和4年度から、民間の就職支援サイトや学校での進路指導者等仲介者に対し、データの活用が可能であることや、学生の企業選択に有益なデータベースであることを周知していく。</li> </ul>
③	フリーター支援事業（人材開発統括官）	全国22か所のわかものハローワーク等を拠点に就職支援ナビゲーター等を配置し、フリーター等に対して正規雇用化に向けた就職プランを作成し、担当者制による個別支援、正規雇用に向けたセミナーやグループワーク等の各種支援や就職後の職場定着支援を実施するとともに、アルバイト等をしてながら仕事探しを行うフリーター、ハローワークへの来所にはまだためらいがある若者などの就職等に関する悩みや相談について、キャリアコンサルタント等による相談を実施。	<p>【事業内容の一部改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかものへの就職支援は重要であり、国としてしっかり取り組むべきであるが、わかものハローワークとして独立した施設を設けるか否かについては、それぞれのわかものハローワークと一般のハローワークのわかもの支援コーナー・窓口との支援実績・効果・地域ニーズ等を総合的に検証した上で、支援実績等が低調なわかものハローワークについては、体制の縮小を検討すべきである。</li> <li>・他方で、わかものハローワークの高い就職実績を踏まえると、わかものハローワークの機能の強化、SNSを活用したオンライン相談や各種情報の発信等、ICTツールを活用した支援を充実するなど、若者支援の効率的・効果的な方策について、検討すべきである。</li> <li>・就職が困難な若者への包括的な支援を行う観点から、わかものハローワークが求職者の来所を待つだけでなく、福祉的な若者の支援を行っている地方自治体やNPO等との連携を強化することにより、能動的に就職支援を実施することも検討すべきである。</li> <li>・わかものへの就職支援にあたっては、就職支援ナビゲーターの質の向上や雇用の安定が重要であり、こうした観点から改善方策を検討すべきである。</li> </ul>	2,513	2,451	-	年度内に改善を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔地等の求職者も支援できるよう、わかものハローワーク等においてICTツールを活用した支援を充実させるため、オンライン相談等に必要な機器に係る費用を、概算要求に計上した。</li> <li>・支援実績等が低調なわかものハローワークについて、その要因を令和4年中に検証し、その結果を踏まえて、令和6年度までに一般のハローワーク内のわかもの支援コーナー等への体制縮小を行うことについて検討を行う。</li> </ul>

No.	事業名	事業概要	評価結果・とりまとめコメント	令和4年度 当初予算額 A	令和5年度 要求額 B	反映状況		
						反映額	反映内容	
④	地域包括ケア「見える化」推進事業（老健局）	地域包括ケアシステムの構築に向け、介護・医療関連情報について、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を、各保険者が客観的かつ容易に把握できるようにすることにより、これらの課題に基づいた介護保険事業計画の策定等を支援するためのシステムを整備・運営する。	<p>【現状通り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に向けて、保険者の利用状況や意見等を踏まえ、本システムをより効果的・効率的に活用する観点から、システムに掲載する指標を追加するなど、システム内容の充実に向け検討すべきである。</li> <li>・本システムの情報が充実しているにも関わらず、利用者が医療従事者や研究者などに限定されている現状を踏まえ、本システムの周知を積極的に実施するなどにより、利用者数・範囲の増加を図るべきであり、こうした点を成果目標（アウトカム）指標として活用してはどうか。</li> <li>・成果目標（アウトカム）について、保険者のシステム利用割合の実績100%が続いており、全ての保険者で利用されているが、ログイン数やアクセス数、その他利用度合いの分かる指標や、利用者視点の観点から、利用者アンケートを活用した「満足度」など、介護保険事業計画の策定の支援に資するような、より適切な指標を設定すべきである。</li> <li>・自治体によって本システムの利活用の頻度が異なっており、有効活用しているところとそうでないところがあるので、本システムを有効に活用している先進自治体の事例を使った研修や事例の横展開を実施すべきではないか。</li> </ul>	302	270	-	現状通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムに掲載する指標の追加については、市町村等からの意見を踏まえ、順次改修を行う。</li> <li>・成果目標（アウトカム）指標については、ログイン数等の利用度合いの分かる指標や、利用者アンケートによる評価等を活用する。</li> <li>・利用者アンケートを実施し、自治体のシステム活用事例の横展開ができるよう検討する。</li> </ul>
⑤	医療・介護サービスの提供体制改革のための基金（医政局）	医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地方公共団体の将来目指すべき医療提供体制等の実現に資する事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者・介護事業者の確保・勤務環境の改善）への財政的支援を行い、施策の推進を図ることを目的とする。 厚生労働省から都道府県へ、地域の実情に応じて各都道府県が策定した都道府県計画に基づき、「医療・介護サービスの提供体制の改革」を推進するための基金造成に必要な経費を交付し、各都道府県において基金を造成する。	<p>【事業全体の抜本的改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想の実現を図ることが本事業の目的であることから、都道府県における地域医療構想の進捗状況と基金の執行状況をモニタリングした上で、地域医療構想の進捗に応じ交付金を交付することを検討すべきではないか。</li> <li>・基金の執行状況について、地域による執行率、特に医療機関の施設・設備の整備事業に差があることから、その原因や地域の実情を踏まえ、地域医療構想の実現に向けて、都道府県任せにするのではなく、国においても重点的な支援策を検討すべきである。</li> <li>・都道府県から報告される執行予定額については、事業の執行見込みなどを踏まえ、その内容が適切なものとなっているのか、国において一定の基準を設けて精査すべきである。その上で、毎年度、都道府県へ交付金を交付すべきである。</li> <li>・地域医療構想の実現を見据えて、現行の基金事業における支援内容が十分なものとなっているか、都道府県等の意見を踏まえ、その見直しについて検討すべきである。</li> <li>・地域医療構想の実現を目的とした基金の効果的な運用を図るため、一定のルールを定めるなどして、基金の対象事業間での流用を認めることについて検討すべきではないか。</li> </ul>	75,077	75,077	-	年度内に改善を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度要求については事項要求であることから、年末に向けて引き続き必要な予算の確保を行うとともに、公開プロセスの評価結果を踏まえ執行の見直し等を検討する。</li> <li>・具体的には、各都道府県における地域医療構想の進捗状況や基金の執行状況、執行予定の精査を行ったうえで都道府県へ交付すること等を検討する。</li> <li>・都道府県の意見を踏まえ、医療従事者確保等の二一ズの高い取組への支援等について検討を行う。</li> <li>対象事業間での流用については、財政当局と調整しながら検討を行う。</li> <li>・令和4年度の配分にあたっては、都道府県において昨年度までに積み立てられた金額のうち具体的な執行予定がない金額を、要望額から差し引いて配分している。</li> </ul>